

令和2年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年6月17日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月17日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一	政 策 推 進 課 長	北條 寿文
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	総 務 課 長	戸谷 政司
	民 生 部	部 長	寺西 孝	次 長 兼 健 康 推 進 課 長	佐藤 正浩
		子 ど も 課 長	舘林 久美		
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎	ま ち づ く 推 進 課 長	福谷 光芳
	教 育 委 員 局 会 事 務	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬
生 涯 学 習 課 長		松井 督人			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	伊藤俊一	JR蟹江駅の竣工を一月に控えて……………	98
2	戸谷裕治	持続可能な行政運営について……………	106
3	中村英子	新型コロナウイルス感染拡大による母子世帯などへの影響について……………	118

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和2年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

開会前に皆さんにお願いを申し上げます。

本日午前10時に、全国一斉での緊急地震速報訓練が予定されております。当該時刻に近づきましたら一般質問を一時中断させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、訓練は同報無線及び庁舎内の試験放送が行われるものです。

また、連日、皆様には新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただいております。発言される際にはマスクを外していただいても結構ですが、せきなどの際のエチケットには十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可いたしております。議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。

議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにしていただきますようご協力願います。

また、一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 伊藤俊一君の「JR蟹江駅の竣工を一月に控えて」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「JR蟹江駅の竣工を一月に控えて」と題しまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先ほどもちょっとお話ししておりましたけれども、このひな壇にお座りになっている景色が大分違っているというようなことで、本来ですと、副町長の隣に政策推

進室長がお座りになっている。そして、その隣に総務部長というような形であります。今日は政策推進室長がお座りになっていない。その理由をちょっと最初にお聞きをしたいと思えます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、今のご質問にお答えさせていただきます。

本議会を開催していただく前に議会運営委員会で諮っていただきまして、このコロナウイルス対策の折に3密を防ぐ、それから最小限の時間で議会を運営していただくということを一番に念頭に置きまして、会議を準備させていただくということに皆さんで諮っていただきました。

それで、今回、一般質問のときにも、ご覧いただくとお分かりいただけますかと思いますが、一つずつ席を空けた状態で、かつ質問者の質問に最低必要であろうという職員をここに招集させていただいておりますので、この形態を取らせていただいております。

なお、部局によりまして固まったほうが、より円滑な答弁につながるということも配慮させていただきまして、今、伊藤議員がご指摘になったとおりでございまして、政策推進室長は確かに副町長の隣にいつも座らせていただいておりますが、今回は政策課長の近くにいる形を取ることが有効かと思ひまして、ちょっと違った形で着席させていただいております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

議会運営委員会に私も出ておるわけですが、そこまでの話は聞いていない。特に一般的に政策に関することの責任者だというふうに私自身も思っておりますので、本来は座るべきではないかというふうに思いますが、どうですか、副町長。

○議会運営委員長 中村英子君

議会運営委員長ですので、このことの決定についての経緯については説明をさせていただきますが、議会運営委員会でもお話ししましたとおり、今回の議会の本会議につきましては、答弁に必要な最少の人たちの職員の出席でコロナ対策を行いたいということで既にお話をさせていただいております。

そういうふうにするんだよということにつきましては、初日の議運の報告におきまして、そのような取り計らいにいたしますのでということを皆さんにお話ししておりますので、議長から答弁に必要な人の出席のみの要請という形になっておりますので、ご理解とご協力をお願いしますと、そういうことでございますので、よろしくをお願いします。

○7番 伊藤俊一君

委員長が今言われたことは分からんわけでもないんだけど、私自身は十分に理解をしております。といいますのは、一般的にやっぱり答弁によっては政策的なことでも室長に質問をしたいということもありましたので、先ほど申し上げたとおりのことでございます。

そういったことについて、事務局長としても、もう少し細かく配慮をいただけるとありがたい、そんなことで議長申し訳ございませんが、質問の前にこんなことを申し上げました。

では、質問に入りますけれども、我が国におきましては新型コロナウイルス感染症の影響により大変多くの犠牲者を出し、新型コロナ感染症と対峙しながら国として莫大な国家予算を投入し、2次補正が先週6月12日、31兆9,114億円で可決成立をいたしましたことはご存じのとおりでございます。日本の経済と国民の安心・安全を守るためのよりよい施策をつくり、国においては頑張っていたいただかなければなりません。

我が蟹江町においては、現在、新型コロナウイルス感染者が3名であります。横江町長をはじめ職員の皆様、そして町民の皆様方のご協力とご努力のおかげさまで現在の状況があると感謝をいたしております。

さて、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、入院をして大変な思いをしておいでの方々に対して一日も早いご回復をお祈りし、質問をさせていただきます。

1つ目であります。新型コロナウイルス感染症の影響で大手の工事関係事業者が工事をストップしていることがあると聞いておりましたが、JR蟹江駅橋上駅舎の工事が遅れるのではないかと心配をしておりました。そこで、JR蟹江駅橋上駅舎の進捗状況をまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

おはようございます。

ご質問をいただきましたJR蟹江駅の進捗状況についてお答えをいたします。

議員にご心配をいただいております新型コロナウイルス感染症の影響による工事の遅延につきましては、実は私どもも心配をしております、4月の緊急事態宣言が出される頃に一度JRと協議をさせていただいております。その回答といたしましては、現場から感染者が出ない限りは、工事は中断しない旨と回答をいただきました。おかげをもちまして、現在まで関係者に感染者の発生はありませんで、中断することなく順調に工事は進んでおります。

進捗率を事業費ベースで申し上げますと、昨年度末現在は約53%、今年度末になりますと約96%となる予定でございます。

最終年度となる令和3年度、来年度につきましては、仮設駅舎などの撤去を予定しております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

最初の計画は今年の12月の予定で事が進んでおりました。前回は私はそんなことで質問させていただきましたけれども、このことが令和3年1月にずれ込むというようなことをお聞

きしておりますけれども、その辺については、どんな理由で来年の令和3年1月になったのか。そして、1月のいつ頃に竣工式を行われるのか、お聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

なぜ供用開始が令和3年1月になったかというご質問についてお答えをさせていただきます。

JRとの協定工事につきましては、先ほどお答えをしましてとおり順調に進んでおりまして、予定どおり12月には完成する予定でございます。しかし、町において施工を行います北側の駅前広場の整備につきましては、現在、本体工事の施工ヤードとなっておりまして、施工ヤードが撤去された以降でないと整備が進められないため、おおむねの完了を令和3年1月とさせていただいております。そのため、駅利用者が安全かつ円滑に利用していただける時期を考慮しまして、令和3年1月の供用開始とさせていただきました。時期につきましては1月下旬ということで、今、JRのほうと協議を進めております。

なお、供用開始に当たりましては、利用者に混乱を招かないように事前に十分周知を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

1月のことですので、もうすぐですね。日にちをできるだけ早く教えていただけるとありがたい、そんなふうに思います。

そして、JRの南側の駅前広場も、ある程度整備がされてきますと、前から駅前の区長さんや駅前区の皆さんからの要望がありますトイレですね。駅前に広場はできるけれども、トイレに非常に困ると。どこの駅へ行っても駅の中にしかトイレがないというようなことが多いわけでありまして、せっかく新しくそういった整備をされるわけでありまして、できたらそういったトイレを北と南に造っていただけると非常にありがたい、こんなふうに思いますけれども、どんなような計画でおいでになりますか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、駅南側のトイレの計画ということでお答えをさせていただきます。

まず、今年度整備をいたします北側の駅前広場には、男性用、女性用、多目的用がそれぞれ独立したユニット型のトイレの設置を行う予定でございます。

南側のトイレにつきましても設置はする予定ではおるんですが、南側の駅前広場の整備に併せて、北側の広場と同様のトイレを設置していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。そういったことが環境的にも衛生面においても非常に大切だと思いますし、ぜひそのようにお願いはしたいと思います。

そして、トイレとなると、どこの公園ももう汚したい放題で、大変地域の皆さんもお困りになっている、こういったこともありますので、せっかくいいトイレを造っていただいても、管理をどちらがどのようにしてやられるのか、こういうこともちょっとお聞きをしておきたいと思いますが、いかがですか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、トイレの管理についてのご質問にお答えいたします。

トイレは町の施設として設置を行いますので、当然管理につきましても町によって行うことを考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

町のほうでしっかりとやっていただけるとありがたい。できれば地元が多少でもお手伝いできたなら一番いいかなと、そんなようにも思います。

そして、やっとそこまでのいい状況はできてまいりました。横江町長も本当にJRに何度行かれても門前払いを食ったり、いろいろ交渉事に行っても話にならんというようなことでありまして、JRの北の改札の問題で甚だ町長は頭を悩ませて、所信表明でJRの改札は断念せざるを得んというようなことまで言われたことがあります。

皆さんも記憶にあると思いますけれども、そういう思いの中でいよいよJRがそこまで、来年1月に竣工するというようなことで、本当にJRの近郊の皆さん方は待ちに待った駅舎ができる、生きておってよかったな、生きておるうちにやってもらえてというようなことで、本当に皆さん楽しみにお待ちであります。そんなことで、本当に巨額の予算を投じて横江町長も踏ん張っていただきました。

まだ竣工はしておりませんが、そこまでやっと来たな、本当にありがとうございますと言って、周りの区民、町民は感謝をしておいでだと思います。それだけに立派な駅舎で立派な広場ができ、安心して蟹江のJR駅から名古屋へ桑名へ行ける駅舎になるといいなと、そんなふうに思っております。

まず駅舎はできたけれども、駅前の南側の開発がどうか。この開発については、いろいろ買収がついて回ります。そういったことについての見通しがどのようにになっているのか、そんなこともお尋ねをいたします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

ご質問をいただきました南側の駅前開発の買収の見通しにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、今年度につきましては、駅南側のJR用地、約1,730平米の取得と、南駅前線の線形の検討を行う予定でございます。また、駅前広場に係る土地についての家屋調査を実施する予定でございます。

来年度の令和3年度につきましては、南駅前線の都市計画変更及び事業認可の手続を行うに当たりまして説明会を開催をさせていただきたく予定であります。個々の交渉につきましては説明会の以降になると思われま。必要性をしっかりとご説明をさせていただき、事業へのご理解の下、早期完成に努めたいと思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そういったことについては、説明会はいつ頃おやりになる予定であるのか、分かっていたらお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

説明会につきましては、今の現時点での予定になりますが、令和3年の夏ぐらいを考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

質問の3つ目に今度はありますけれども、駅前区から公園を造ってほしい、この開発に関連して公園を造ってほしいという要望書が出されておりますけれども、その後、何かいい案でも考え方がありませんでしょうか、お尋ねをいたします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

駅前区からの公園の要望書について、よい考えがあるかというご質問についてお答えをさせていただきます。

今年度、緑の基本計画というものを改定を予定しております、町内の緑の配分量などを考えると、JR蟹江駅の南地域に公園の必要性があるということが計画の中に記載をされる予定でございます。実際に町内の公園を考えても、ちょうど空白地帯になっておりますので、必要性はあると感じておるところでございます。

駅へのアクセス道路となる南駅前線を整備するに当たりましては、駅前周辺の沿道にふさわしい土地利用を図っていくことが考えられますので、その中で公園施設の設置についても検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

公園といっても、駅前区まあまあの人口ありますので、小さなミニ公園というわけには、そうはいきませんが、それなりの土地の確保ということになると、なかなか困難なことだと思うんですね。そういったことを勘案しますと、今からそういった候補地を考えていただいて、いろいろと検討をしていただくことが必要であるというふうに思っておりますので、ぜひそういったことを念頭に置いて頑張って取り組んでいただきたい、そんなふうに思うわけです。

4つ目の質問であります。須成祭が中止に正式になりました。残念でありますけれども、世界遺産に登録されて、いよいよ祭人（さいと）もでき、蟹江川の護岸も整備に入り、天王橋の色も塗り替えをうまくしていただいて、雰囲気がだんだん出てまいりました中で、このJRの橋上駅舎ができ、来年オープニングを迎えるという中で、駅舎ができて、それから須成祭の会場に行くのに案内標識がどういう形でつくっていただけるのかな。そして、どういった動線で須成祭に導くのかなというようなことをいろいろ考えておりましたけれども、町当局として、いろいろと当然お考えになっておると思っておりますが、どんなようなお考えを持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

橋上駅の改札口を出て自由通路内の正面に、観光で訪れた方を迎えるウエルカムウォールとして、縦約1メートル、横約4メートルの和紙で作成した須成祭をイメージした絵を後ろからライトアップし、幻想的に浮かび上がらせる施設を設置をする予定でございます。

また、自由通路内にポスターの掲示スペースやつり下げ広告の施設の整備を予定をしておりますので、開催時期にこれらを利用することで祭りの機運を高めることができるのではないかと考えております。

また、会場までの動線といたしましては、北側の駅前広場から桜地区の調整池、須成の郷中を通り、祭り会場へ向かっていただくルートが最適ではないかと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

今、北の出入口から動線をつくるというお話であります。当然、北からのほうが近いわけありますので、北のロータリーがありますけれども、あのロータリーに何かモニュメントでも考えておいでになるのか。考えておみえになるようでしたら、お聞きをしたいと思います。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

北側のロータリーにモニュメント等の考えがあるかというご質問についてお答えをさせていただきます。

今年の北側駅前広場の整備に当たりましては、ロータリーの中央部に空地を設ける予定でございます。その空地には、何があってもいいようにということで、給水設備や電気設備を整備をさせていただく予定でございます。

その空地を活用するため、ふるさと振興課ですとか蟹江町観光協会とモニュメントなどということの設置については検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

立派なモニュメントができることを期待をいたしておりますが、最後に、いよいよ駅舎が

完成を迎え、1月にオープニングセレモニーを行うということについて、今まで本当に苦勞をしておみえになった横江町長に、その感想、思いをちょっと述べていただきたいな、そんな思いで、通告はありませんので、すみませんが。

○町長 横江淳一君

リクエストをいただきまして、ありがとうございます。

今日、JRということに特化して一般質問をしていただきました。今日は支援者の方もたくさんおみえになりますし、駅前の区長さんも要望書をお持ちをいただきました。きっちりちゃんと対応をさせていただく予定でございます。

今、伊藤議員から苦勞話等という話ですが、これは私だけではなくて、本当に議員各位には大変叱咤激励をたくさんいただきました。一時は断念せざるを得ないという表現を使わせていただいたことについては、大変申し訳なく思います。

それぐらい詰まった状況になったのも事実でありましたし、実際、歳出が膨大になるということも十分理解をさせていただいておった中で、今回非常に厳しい財政出動をさせていただき、なおかつ新型コロナウイルスの渦中にある中、非常にタイミングがある意味よかったのかな。これが例えば来年になると、来年の財政出動は本当に厳しいものになるのではないのかな、そんなことを財政担当ともお話をさせていただきました。ただ、厳しいことには変わりありませんので、それはしっかりとこれからもやっていきたいというふうに思っております。

今回、JRの駅舎を造るに当たりまして、画一的な設計ではなくて、須成祭、ユネスコ文化遺産、日本に33しかないお祭りがある町としてクローズアップするような、そんな設計はできないかという要望を担当を通じて、また私も幹部の方に直接お願いをして、蟹江町はちょっと違うぞという、そんな感じの雰囲気味わっていただけるような駅舎としてスタートする予定であります。

また、るるご説明をいただきました北側のロータリーの部分、そして南側のトイレも順次整備をしていく予定でありますし、当然、動線も道路の拡幅、買収、これから山積みの条件がたくさんあると思いますが、力を入れてしっかりとやってまいりたいというふうに思っています。

新たな生活づくり、新たな生活環境のコロナ禍において、IT、ICT、IoTの時代があります。SNS映えする、いわゆるインスタ映えする、そんな駅舎になったと同時に、須成祭に行く動線についても、途中でモニュメントがたくさんあれば、これはまた商工会の方、また観光協会とも協力をしながら、そこに皆さんを導くというような、そういう趣向もこれからやっていきたいなというふうに思っております。

リニア・インパクトがきっかけでJRの橋上駅構想、北側の駅舎構想を皆様方にご提案をさせていただいた時期から始まって、もう10年余がたつわけでありまして。光陰矢のごとし、

本当に早い月日の経過であります、しっかりとした結果が今年度、そして来年度の頭にはできるのではないのかな。ただ、先ほど言いましたように、地域の環境も巻き込んで、JRだけではなくて蟹江町全体がボトムアップができるような、そんな施策の中心になるような、そんな駅舎に、そして管理も若干蟹江町がやる部分もありますので、しっかりとそこも押さえてやってまいりたいというふうに考えてございます。

議員各位には、また多大なご協力、ご支援、ご鞭撻、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございました。そんなようなことで、ぜひ立派な駅舎が完成いたしますことを祈念をいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、伊藤俊一の質問を終わります。

ここで、産業建設部長、まちづくり推進課長の退席と政策推進室長、総務部長、教育部次長、生涯学習課長、政策推進課長、総務課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前9時33分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前9時34分)

○議長 安藤洋一君

質問2番 戸谷裕治君の「持続可能な行政運営について」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○6番 戸谷裕治君

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、ご質問を申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス等に対して、町民の皆様には大変ご協力をいただき、誠にありがとうございます。そして、行政の皆様には、初めての出来事ということで大変ご苦労されていると思います。大変ご苦労さまでございます。

では、早速でございますけれども、質問に入らせていただきます。

「持続可能な行政運営について」ということで、大まかには2問でございます。

まず、1問目といたしまして、財政状況が新型コロナウイルス等により一層厳しくなった自治体では、公共施設の総量削減が不可欠であると思われまます。基本的に建物の維持管理や運営費は建物の規模や延べ床面積に比例することから、財政状況の厳しい自治体では負担削

減のために公共施設の削減が必要な状況にあるのは間違いありません。しかし、公共施設の総量削減は自治体の財政状況の改善の一つの手段でしかなく、目的ではありません。

財政状況の改善が必要になる理由は、自治体が公共サービスの質を向上させるためであり、これからも必要最低限の公共サービスを継続させるためであります。しかし、公共施設の総量削減が実現しても、公共サービスの質が低下すれば、本来の目的を果たせません。そこで将来的な視点から自治体全体の公共サービスの在り方を検討し、その成果を実際に公共施設の整備や運用に結びつける活動である公共施設マネジメントというのが今、はやりでございます。このマネジメントをするべきであると思います。

まず1つ目といたしまして、老いる公共施設をどのように再整備することができるのか、具体的な対策はありますか。まず1問目として、よろしく願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問いただきましたことについてご答弁させていただきます。

公共施設の老朽化につきましては、大変重要な政策課題として認識をしております。限られた財源で、財政状況や人口動態、各施設の利用状況を踏まえて長期的に適正な対策を計画的に講じていくため、蟹江町公共施設等総合管理計画を平成28年度末に策定をさせていただきました。

また、平成29年度から令和元年度までの3年間で各施設の劣化状況の把握、維持管理の課題の整理、保全計画の策定を実施させていただき、今年度につきましては、個々の施設の方向性を定める公共施設個別施設計画を策定する予定でございます。こちらにつきましては、長期的な視点で更新、統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担の軽減、平準化により公共施設の最適な配置を実現していく予定でございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

28年度の長寿化とか、そういうのはお聞きしております。

ここで一つ、私もこれは勉強しまして気づいたことがあります、これは先日、部長のほうにも少しお話しさせていただいたんですけども、この公共施設というのを、これは古くなると壊すというのがどういう意味かなと思って調べたところ、これは単純な話で、建物を造ったときの償却ですね。

30年償却、35年償却、それが昭和30年代から40年代に、そういう30年たったら壊して新しく造るんだよというのが、ずっとこの国の政策としてまかり通ってきたと。これは税金の問題で償却資産の問題だけであって、コンクリートとしては50年でも100年でも使えるのに、また壊して使うという、それが今までの流れだったらしいんですよ。

ですから、先ほど課長がおっしゃったように、今は、この建物が健全かどうか、使えるかどうか、コンクリートはいけるんじゃないかとか、それでどんどん延ばせるなというのが本

来の考え方になるんじゃないかなと思っています。ですから、ただの長寿命化で調べられると間違ったことになって、もっと経費が削減できるかもしれないという提案でございますね、まずは。

税制上の問題で30年の償却資産ということで、それでそういう建物を壊しちゃうということで上がってきていたみたいで、30から35年。それが昭和30年代から40年代の日本のはやりですね。そして新しく造ると、またそのときは高度成長でしたから、どんどん新しいのを造っても大丈夫というような感覚で物づくりが始まったというのがそうらしいんです。

ですから、慌てなくてもいいから、コンクリートとか、そういう強靱化を調べてもらったらいいいから。今まで2億円かかる、3億円かかる、5億円本来はかかるんだけど、2億円しか出せないとかそういう計算じゃなしに、もうちょっと綿密に計算されると、もっと減らせる可能性があるかなと思っています。

その辺、部長いかがですか。そういう考え方は。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、私のほうからご答弁させていただきます。

議員ご指摘のように、公共施設等の総合管理計画、これは平成28年度末に策定をいたしまして、全員協議会等々で議員の皆様の方へにご説明をさせていただきましたけれども、今、蟹江町が保有する公共施設の状況といたしまして、そのときもご説明をさせていただきましたけれども、施設類型別の公共施設の延床面積の割合なんですけれども、公共施設全体の中で学校教育施設が全体の約57%、それから保育施設の関係が全体の約9%ということで、合わせて公共施設の全体の約7割近くが学校教育、それから保育の施設というところのご説明を管理計画の策定時にさせていただきました。

そういった中で、今、議員ご指摘のように、公共施設の維持管理について一番大事なものは、やはり利用者の方々のそういう安全確保というのが、まずもってこれは一番だと認識しております。そういった中で予防的な修繕をしっかりといたしまして、施設を長くもたせるというところでございます。

躯体の耐用年数、RC等々いろいろございますけれども、先生ご指摘のように、50年とか80年とかございますけれども、それだからいいということじゃなくて、その都度、毎年しっかりと危険箇所のほうも確認しながら、しっかりと維持管理していくというような長期的な視点を持って、これからも公共施設の維持管理に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

今、部長がおっしゃるとおりに、躯体とかそういうものの手入れですね、人間が使うという手入れさえしていただければ、先般出た長寿命化の費用ももっと減らせるんじゃないかなと思っています。

もともとやっぱり古くなった昭和50年の初めに建てられた建物は、我々にとっては古いかなと思っちゃうんだけど、そうじゃなしに、よく調べますと、これは感覚的なもので、使えますよと、もっともっと。そこを手直ししながら使いながら、その次の20年、30年後に育てるような行政運営をしていかないと駄目なんじゃないかなと思っております。

次に、そのまちづくりを考えないと、この公共施設の設備計画は、個々の計画だけでは不十分だと思います。なぜなら、この町の将来像を考えたとき、まちづくりの一部であるこの町は、これからも人口拡大路線を考えるのか、コンパクトシティを考えるのか、目指すものをはっきりした指針を示さないと、どのようなまちづくりをしていきたいのかというこういう施設の増減が決まってまいります。

ですから、その辺のこれから、昨日も人口減少のことは話に出てまいりました。その辺をしっかりと、これは町長にお聞きして、町長がどういう指針をこれから出していかれるのか、これによって公共施設の整備というのはどんどん変わってまいります。どれぐらいの規模の町にしたら、どれだけのものが要るのか。これは単純に考えてもそうですね。そこら辺をどちらに向かっていくのか、例えば南のほうに開発に入る、だけど時間がかかる。その前に人口減少が入ってくる。そうしたら、今の空いた施設はどうしていくんだろうか。

いろいろな考え方をお示し願わないと、ただ単に、ここでいっぱい、先ほども伊藤議員がおっしゃったように、JRの橋上駅、確かに立派なものができます。お金をかけてやります。コロナが発生した。そしてお金が出ていった。財政状況は大変厳しいです。だけど、これは厳しいんじゃないしに、使っちゃったお金だからね、我々全員で。これは自分らで反省もしないと、このコロナに本当に対応できる危機的状況に対応できない行政だったかもしれないし、そこら辺はきっちりと反省材料としてもっていかないと駄目ですね。だから、これから災害も起きたときにどうなるんだろうとか、もっともっと蟹江町の町民の方は不安材料になっていくのかなと思っております。

ですから、まず町長にお尋ねします。これからのまちづくりというのは、どのような方向を蟹江町として町長自身がお考えですか、今の段階で結構でございます。

○町長 横江淳一君

担当がお答えするということ、私に答弁をということでもありますので、的を射ているかどうか分かりません。またご質問いただくと、ありがたいと思います。

基本的には、人口減の状況に入っているのは間違いない事実であります。しかも、社会増が増えたにしても、愛知県でもそうではありますが、昨年度初めて自然増が減りまして、社会増だけで今、愛知県はもっているわけでありましてけれども、でも、少なくとも社会増ができる地方自治体もあれば、もう社会増も自然増も望めない、いわゆる一極集中の東京、これが今、日本の一番大きな問題になっているわけでありまして、我々蟹江町といたしましては11平方キロメートルという小さな町ではありますが、外国人の共生とも考えながら、いつも戸

谷議員がおっしゃるように、日本人ではなくて外国の方が増えているから増えているんだよというようにご指摘十分理解をさせていただいております。

ですから、一過性のものでなくて、継続的に蟹江町に住んでいただける人を増やすべく、今いろいろなインフラ整備をやっているということだけは、まずご理解をください。

それと、財政、それから行政というのは、はっきりいって生き物であります。ある程度計画は立てますけれども、天変地異があった場合には、これは非常出動の財政は万やむを得ないというふうに思っております。JRのことにしても、26億円という大きなお金を投入をいたしました。これもやっぱり賛否両論、十分今でもお持ちだというふうに思います。ただ、先ほど言いましたように、リニア・インパクトの中で、蟹江町が、この地域がほかのところとは違うんだよという差別化を図るためにも、インフラのしかも駅が3つもあるこの町というのはありませんので、その強みを出せるだけの施策をしたつもりであります。

大変厳しい財政出動をさせていただいたのも事実ではありますが、結論から言います。多分、我々はコンパクトタウンをこれから持っていくべきだというふうに思っております。ただ、今、急にすぐそうだとすることになると、ちょっと今、ここでは結論が出せない状況があるのも事実でありますし、巨額な財政出動を今年度、国・県、そして地方自治体もやりました。

今までにない、経験したことのない厳しい状況だと思っております。ですから、来年度の歳入を今考えると、もう本当に身の毛もよだつような恐ろしい状況だと思っておりますが、今の状況を乗り切らないと、次はありません。ですから、まずは皆さん方をお願いをして、精いっぱい財政出動をし、国・県に協力していただいて、次につなげるという施策をやっぴいかなきゃいけない部分と、それから、昨日もお話ししました目の前の大きな大木を見ることも必要だ、しかしながら先の森も見て行政を進めていかなきゃいけないと思っておりますので、基本的にはコンパクトシティ、これが根底にあるというのは事実だというふうに思っております。

○6番 戸谷裕治君

さっきの財政のことは批判したわけじゃないんです。今現在、これは乗り切らないといかんことで、私が申し上げたのは、使っちゃったものは、そして我々もオーケー出したんだから、これはこれとして、我々は我々として、また責任を取る何かを考えていかないといけないうという思いで申し上げただけで、そして、こういう事態に強い自治体づくりをいかにしていくかというのは、これは課題で残されたなという思いで申し上げました。

そして、今、町長がおっしゃったとおり、これからはやっぱりコンパクトシティでしょうね。ただ、コンパクトシティの意味を履き違えると、ちょっと変わったことになるよと。それは、コンパクトシティというのは、駅周辺に住まいをたくさん設けましょうと。そして利便性を高くしましょう、ただ人口を減らしましょうという施策じゃありませんからね、コンパクトシティというのは。

蟹江町みたいな田んぼがあり、川があり、そして駅が3つある。その3つの周りに人がたくさん暮らしている。少し出歩いたら散歩も安心してできる場所がある。これが大都会と違って、田舎と都会の二面性を持ったいい場所です。ですから、コンパクトシティを目指すべきだと思います。それでも人口減少はゆっくりと行く町だと私は思っております、この蟹江町というのは。ですから、町長のおっしゃるとおり、目指すのは、僕はこの駅周辺の開発が一番いいと思っております。そこには人に住んでいただく。

東京の人間からいいますと、この町というのは大変羨ましいらしいですよ。なぜかと申しますと、自分たちはタワーマンションに住んでいると。月50万円だと、70万円だというところに住んでおると。ところが緑がない。緑があるのは、外苑とか、そういう皇居の周りの走るところとか、日比谷公園などの公園はある。ただ、自分たちの畑で大根とかキュウリとか育てる、本当にあんたたちは素晴らしいと言ってくれましたね、友達が。そういう生活がしたいと。ですから、そういう強みがある町ですから、いくらでもこれから、まだまだ目指せるものがあるなと思っております。

自分の持論ばかりしゃべっていますと駄目なもので、次に入ります。

3番として、貸館機能は自治体が所有する公共施設の中でも数や規模が大きいですが、稼働率はどのようになっているのだろうか。

例えば産業文化会館のこれは4階は教育の担当ですよ。それで楽人（がくと）みちくさの駅は、これはふるさと振興課か。この用途や人にとらわれず、これから機能をもっともっと研究すべき段階に来ているんじゃないかなと。稼働率等々を少し教えてもらえますか。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問いただきました各施設の稼働率というところでお答えをさせていただきます。

町の主立った施設の稼働状況といたしましては、令和元年度の実績といたしまして、中央公民館が約30%、中央公民館分館が約27%、体育館が69%、まちなか交流センター楽人（がくと）が約88%でございます。いずれの施設につきましても、平日午後の時間帯の稼働率が若干低い状況となっております。

なお、まちなか交流センター楽人（がくと）の稼働率につきましては、他の施設と利用形態が若干違っておりますので、施設の利用日数の割合で算出をさせていただいておりますので、若干ちょっと数値が高い状況となっております。

以上です。

○議長 安藤洋一君

暫時休憩します。

(午前9時56分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時02分)

○生涯学習課長 松井督人君

失礼いたします。

ただいまご質問がございました産業文化会館4階、中央公民館分館の4階の大会議室の稼働率につきましては、年間を通しまして40%でございます。

お願いいたします。

○6番 戸谷裕治君

今お答えいただきました。一番稼働率がいいのが、特殊ですけれども、楽人（がくと）みちくさの駅ですか、あそこが一番いいと。ですけれども、他の中央公民館の分館、以前はそこを使われた人たちがそちらに移っておられるというのが現状だと思いますので、あれ本体としては、楽人（がくと）みちくさの駅というのは、これは僕の持論ですけれども、もう民間に貸しちゃったらとか、もう他の自治体でも、そういうものを家賃を取って貸すと。そういうのが事例が多々増えてきております。

町がとか役所が貸館業務をすると、これは今までの形態は、役所がそこを管理しながら貸館業務をしていると。住民サービスの一環としてというのがありましたんですけれども、総量とかそういうのを減らしていく上に当たって、若い人たちの起業家、そういう人たちがそういう場所を欲しがっているのは確かですね。そこは公共の施設だった跡地だとかいうふうになりますと、それを分割して2者、3者に貸すとか、こういうのが大変増えてきております。

そしてまた、その若い人たちの隣同士での情報交換とか、ですから、そういう町も増えてきておりますから、ぜひそういう総量を壊して減らすんじゃなしに、そういう使い方も総量の減らし方ですよという提案でございます。そういう考えもしていきたいなと思っております。

先ほどの産業文化会館の4階、あそこは本当に使いにくい。教育関係だと言われて、これは何十年とそのままになっております。我々商売屋から見ると、ものすごく使いにくい会場になっております。規制緩和も、もうそろそろしていただいてもいいんじゃないですか。条例変更とかそういうので、民間の我々が簡単に使える、ただの集会所ばかり使っているんじゃないしに、もうちょっと展示場とかそういう、せつかく産業文化会館の上にあるんだから。

広い設備が欲しいなと思っても、蟹江町を見渡しても、あそこしかないんじゃないですか。ここの中央公民館の分館も使わせていただけない。民間で。ただ、特別なのは町民まつりのときだけですね、体育館。その程度になっているもんで、その辺ちょっと教育長、いかがですかね。

○教育長 石垣武雄君

ただいまご質問いただきました特に産業文化会館の4階ですか、確かに大きなところで、

いろいろな団体とも今、話のように稼働率は悪いということでもありますけれども、これにつきましては、生涯学習のというような観点からつくられていることで、そういうようなところで先ほどの貸せる対象というんですか、ここらあたりが限定されているということで使いにくいということがありました。

これは以前からもそんなような話があって、一度生涯学習も考えたところでもありますけれども、また今こうやってご指摘いただきましたので、再度これが今すぐは難しいと思いますけれども、検討して、先のことでどんなふうな形で町民の方にそれは還元できるかということを考えてみたいと思っております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

ぜひ、よろしくお願いいたします。

以前に一回、展示会として私どもお借りした経緯がありますもので、そういうのを一度調べてみてください。どういう経緯でお貸し願えたかという。

そうしましたら、次に入らせていただきます。

次は、職場のメンタルヘルスについてお尋ねいたします。

職場のメンタルヘルスの重要性が指摘されるようになり、それなりの年月が経過してきたが、どうも多くの職場でメンタルヘルスに関する施策がうまく機能していないのが現状です。実際にメンタルヘルス不調で職場を休むことを余儀なくされる労働者の数は減る兆しは見えません。精神障害を理由として、労働災害の申請、認定の件数も右肩上がりの状況が続いております。そういう意味では、これまで行われてきた職場のメンタルヘルスケア対策が本当に正しいものなのか、考え直してみる時期に差しかかっていると思います。

そこで、1問目ですね、本町の職員の皆様のメンタルヘルスケアについて、現在どのような指針で、どのようなお考えで進められておられるのか、お尋ねいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問いただきましたメンタルヘルスのどのような指針の下でというところをお答えさせていただきます。

職場のメンタルヘルスにつきましては、職場における職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するために労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を設置し、毎月産業医の指導の下、委員会を開催し、職員の健康状況の把握、出先機関の巡視による改善指示等を実施しておるところでございます。

また、職員のメンタルヘルスの不調となることを未然に防止することを目的といたしまして、年1回秋頃になりますが、ストレスチェックを実施しております。その判定で高ストレス判定となった職員に対しましては、結果を通知するとともに、希望者につきましては産業医との面談を実施させていただいております。

さらに、管理職へは、ストレスとうまく付き合っていく方法などの習得や、課員の心の健康を保つことを目的といたしまして、メンタルヘルスに関する研修を積極的に受講するように促しております。

さらに、今年度につきましては、各種ハラスメントを防止するための指針の作成をするとともに、相談体制の整備、職員研修等を実施し、内容を広く周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

今おっしゃったのは世の中がやっている一般的なことですね。どこの企業もやられていて、それでほとんどが失敗されていて、よく皆さんご存じのように、2年ぐらい前か、電通の女子社員が亡くなった、自殺された。それで電通の社長までが首が飛んだというような、そんな状況になるわけですよ、一つの物事が起こると。その前にやっぱりいろんなことを——今の状態をお聞きしただけでは、なかなかこれから難しいんじゃないかなと思っております。

それでまた、これは一般企業と違いまして、今ここにおみえの公務員の皆様方というのは大変な立場におられると思います。というのは、我々一般企業の人間ですと、物事の達成感とか、また皆様方と違う達成感なんですよ。

皆様方は、日々の仕事、行政仕事、いろんなことが毎日のようにいっぱい起こってまいります。我々は商売とか、そういうもんで目標を持つというのが案外やりやすいんですけども、皆さん方はなかなか目標をどこに置くと、達成感はどこなんだという、これがストレスになっていったりする傾向があると思うから、なかなか難しいと思いますけれども、それをうまくこれからも付き合っていくかといけないと思います。

そこで、一昨年と昨年度、行政の中枢に関わる人間が、そういうことが原因で当町を去っていった。それで何を尋ねても分かんないという話だったんで、原因とか、どうそれを探られたのかなと思って、原因究明はどうされたのかなと思って不思議でね。

その人はその人だといって、その人の勝手でしょうというような言い方をされたことがあります。違うんだと言うの。それは起こった原因があって何かがあるんだから、それを解決していかないと、これから先も同じことが起こりますよということですね。その原因究明をされているかどうか、一度、ここはお名前申し上げませんので、その辺をどういう具合に対応されましたか、まず。

○総務課長 戸谷政司君

まず初めに、当町を去っていった原因は何だったのかについてお答えをさせていただきたいと思っております。

近年、業務量の増加とともに、業務内容の高度化が進んでおります。多くの職員が過度な

緊張状態の中で日々の業務に取り組んでおるところでございます。その中で高ストレス状態が長期間続くと、職場環境に適応することが非常に難しくなってくるということで認識をしております。

また、退職された職員の中には、今までの業務経験を生かし、新たな目標に向かって次のステップに挑戦した者もおると認識をまずしております。

続きまして、組織でどのような対応をしたかというところの答弁でございます。

基本的に対応状況といたしましては、病気やけがによる休暇届が提出された場合につきましては、担当部局より人事部局、総務課のほうにまず一報が入ってまいります。その後、人事担当部長から副町長、町長へ報告し、状況を共有するところとしております。その上で、先ほど申し上げましたとおり、安全衛生委員会にて随時状況報告をさせていただき、産業医の意見等を参考にして協議して対応することとしております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

原因究明までは何も行ってないんだね、結局は。どういう事情でどういうことになってきたかと。それで例えばその方の上司の方々は、罹患した彼のお宅にお邪魔したり、親御さんに会ったり、そういうことはできたの。そこら辺をちょっと聞いておきたいですね。

○総務部長 浅野幸司君

先ほどの罹患者、退職者の対応について、総務課長の答弁に補足として答弁をさせていただきます。

まず冒頭に、いろいろ今、公務員の私どもも含めた、近年、公務員のいわゆるメンタルによる非常に退職者が急増しておる傾向、これはもう全国的にそうですけれども、蟹江町においても、年間数人のそういった病気休暇とか退職者が出ている状況はございます。

先ほど総務課長からご答弁させていただいたメンタルヘルスの指針も含めた対応ということのほかに、私としまして総務課長に平成27年4月に着任をいたしまして、それ以降、年間、毎年夏頃に人事異動希望調査という調査を、これは本人の職員の自己申告による提出をしていただく書類なんですけれども、そここのところの自由意見欄の記載で少し気になる記載をしている職員を個別に呼びまして、本人から事情を聴くというのを毎年やっております。大体、平均年間4、5人ございますけれども、そういった職員に密着したというか、職員に寄り添ったところの人事の何か手はないかということで、そういうところはしております。

今回、先ほどご指摘の職員、ちょっといろいろ個人情報に関する内容は、この場ではいろいろご答弁差し控えさせていただきますけれども、その当該職員につきましても実は個人的に面談をしております。私はお話のほうを聞いております。

職場の事情等々いろいろございまして、最終的にその職員の上司にも、今回の職員の主訴、訴えに基づいたところの事実確認と職場の環境の改善のほうをしっかりと指示をしてお

りましたけれども、残念ながら今回、結果としては職場の慰留がちょっとかなわなかったということでございますけれども、しっかり人事当局といたしましては、個々の職員の現状、それからほかの職員からのいろんな人事に寄せられるそういう話を参考にしながら、随時、毎年そういった機会に応じて個人的なところの悩みとか相談事とか、そういうのを個々に今聞いておるといふところの状況でございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ところで、お辞めになった当該の人間に、副町長はお会いになりましたか。今年だね。

○副町長 河瀬広幸君

戸谷議員からのご質問であります。

このメンタルヘルスに関しては非常に難しい状況がございまして、結果から申しますと、私は直接お会いはしておりません。と申しますのは、まず最初に所属課、それから人事担当部局が様々な観点からケアをしていくわけでありますが、相談も当然ございますし、私も町長も直接会って話を聞く機会も当然持とうとしますが、それについて相手方の受け止め方が非常にシビアな部分もございまして、もちろん環境を整えば当然会うということもございまして、今回の件についてはお会いすることはできませんでした。

○6番 戸谷裕治君

今のは結論ですよ。何でお会いできないか、何が原因なんだろうと。これを考えていただきたいと思えますね。今までかわいがってきた部下が何で急に拒否するんだ、おかしいじゃないかと思ってもらわないと、何があったんだと、そこが原因究明の基になっていくんじゃないですか。

これは、私が常々思っている上司と部下の考え方の問題ですけども、上司と部下の関係は、その時々でなく長い付き合いになるわけですよ、職場というのは。これが高校とか中学の2、3年のお付き合いじゃないもんでさ。これから職場に入ると30年、40年の付き合いになる。それが部署が替わっても会社では顔を合わす、そういう関係になるはずですよ。

そうなりますと、上司と部下の関係性において、上司が偉いのではなく、上司は部下を取りまとめる役割を、部下は上司の指示に基づいて業務を遂行する役割を担っている労働者にすぎない。組織の中で与えられた役割が異なるだけで、上下関係はないと思うんですよ。これを勘違いされて上下関係でいかれると、人間関係というのは同じように年を取っていったら崩れてきますわね。立場もまた変わったりすると。

上司は部下を取りまとめる立場として発言し、かつ部下の発言を聞き、部下は上司の言い分を聞きながら自分の意見を表明するべきである。だから、部下が発言できる、意思を表明できるような体制を上司はつくってあげな駄目ですよということですね、私が思うのは。

いいことをするためには、お互いのモチベーションが大事です。業務が先ほどもものすご

く増えているとおっしゃって、業務にたばけてというお話でしたけれども、そうじゃないんですよ。職場の中でやっぱり部長がいて、課長がいて、それで課長はどこを見る、部長はどこを見る。職員の小さな職場じゃないですか。何か顔に吹き出物が多いなど、そうしたらどこか体調悪いんじゃないかなとか、そういう感覚的なものが必要だと思いますよ。これから人を見ていくのも。

このモチベーションを高めて、同じコミュニケーション力を高めていくと。上司と部下というのは。その中で上司と部下の問題がいろいろ解決されていく。やっぱり信頼されない押しつけで、「報・連・相」とありますよね。相談とか連絡とかね。それは「報・連・相」ということもありましたけれども、それは昔は、上司は連絡を部下が忘れると、こら、おまえ何やっておるという話をしました。これが昔の日本型。

それで、ちょっとたってからの日本型というのは、その上司が、こいつ忘れたけれども、俺がちょっと対応しておいたらいいかと、ちょっと許してやろうと。だけど、その上司には、こいつ、また忘れることがあるなとか、いつまでも腹の中で思っておる。そうすると、両方うまくいきませんよね。

そうしたら一番いい方法というのは、その部下が失敗したとき、おい、得意先からこんな連絡が入って、私に直接来たけれども、君、何か言えない理由でもあったのかと。何かあったら、2人で相談して、できることがあるからなというのが上司の役割に変わってきております。昔の上から目線でずっとやっている、もう終わっちゃいますね、会社。行政もそうですけれども。そこら辺を本当に気をつけていただきたい。

試験で上に上がっていかれるのはいいんですけども、それだけじゃないですからね。人は気持ちだから。AIでやるんだったら、別にどうってことないですけどもね。行政は、これからも人が動かしていく時代ですから、だから人と人の関わり合いをいかに大事にできるか。部下をいかにかわいがりながら厳しく、それでお互いがストレスを感じながら仕事していくんですよ。ノーストレスなんてないんです。お互いがここまでのストレスを感じながら、両方で伸びていかないと仕方ないですよ。ストレス社会だもん。

この辺を勘違いされてやっていくと、大きな失敗するからね。だから、ちょっと病気だから帰ってきたら大事にしたろとか、そうじゃないの。社会復帰させるためには、また同じような少ずつストレスを与えていかないと社会復帰なんかできないんですよ。大事、大事で育てたら、その人のためにもならないんですよ。だから、皆さん方が皆さん方で人のために信頼を得る努力をしていただきたい。

そして、その辞めていく人間が副町長、町長にも会わないというのは、これは何か原因があるんだと。そんなばかなことはないですよ。会社のトップ2人が会ってもらえないような、こんな組織は駄目ですよ、そういうことやったら。だから、その前にどんな原因があったんだという、きっちりこれは特別職の副町長と町長に原因究明をお願いしたい。それをやらな

いと組織がどんどん疲弊していきますよ、あちこちで。

先ほども部長がおっしゃったとおり、数名の人が何かちょっと体調悪いとか出てきているという話じゃない。それは業務の多さだけじゃないですよ。職場環境の問題。そこら辺は気をつけていただきたいなと思っております。

僕は人事のこととか一切そういうことを申し上げているんじゃないしに、健康ですね。そして持続可能な行政をつくっていくには、そういうことが必要だという時代に来ております。それでストレスチェックをしたって、これはほとんど機能しない。だから、もう一度しっかりと課長、勉強して。もうちょっといいやり方がある。やっぱり文章でぽんぽんとやった程度では無理です。

それがやっぱり人としての付き合いがどうなるか。面白くないやつ、面白いやつ、いろいろいますよ。だけど仕事は仕事。部下と上司というのは、もうきっちりと信頼関係が築けるコミュニケーション、これを取っていただかないと、一方通行のあれでは駄目だという時代が参っております。そして、お互いストレスを持ちながら生きていかないとあかんからね。それで片一方、いや、もうこいつ、ちょっと大変そうだから、もうこっち置いておこうとかいう発想じゃなしに、大変なところも負荷を与えて育てていくという発想でね。

そういうことで行政の要らん心配かもしれないけれども、これから長く長くまだまだ蟹江町はやっていかないといけない。その中での心配事を申し上げました。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、戸谷裕治君の質問を終わります。

ここで、政策推進室長、生涯学習課長、政策推進課長、総務課長の退席と、民生部長、民生部次長、子ども課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。再開は10時40分をお願いします。

(午前10時28分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 安藤洋一君

質問3番 中村英子さんの「新型コロナウイルス感染拡大による母子世帯などへの影響について」を許可いたします。

中村英子さん、質問席へお着きください。

○9番 中村英子君

9番 中村でございます。

「新型コロナウイルス感染拡大による母子世帯などへの影響について」ということで質問

させていただきますので、お願いいたします。

この新型コロナウイルスですけれども、本当に全く思いがけない大変な感染症が起こりまして、全ての国民が大小はあるかもしれませんが、影響を受けるといったような事態でありますし、また世界もこのことで本当に混乱するといいますか、大変な状況になっているというようなことであります。

そして、蟹江町民はもとより、大きな影響、経済的影響が懸念されているところだと思います。中でもご商売関係の方々、企業の方々というのは、本当に明日の商売がどうなるんだろうというような思いで、大変な思いをされている方も多くいらっしゃるかと思うんですけれども、今日は子供のいる家庭、子供を持っております家庭で、特に母子世帯や非課税世帯など低所得の方々のことを中心として、このコロナとの影響がどうなんだろうかということで質問をしていきます。

この母子世帯とか非課税世帯の方々というのは、ほとんどが非正規雇用で働いております。非正規雇用というものは切れやすいんですね。切れやすい契約で働いておまして、今回のような企業が休業を余儀なくされているというときには、真っ先に犠牲になりそうな弱い立場の方々なんですよね。ですから今回のことで減収とか失業とか、かなりの影響を受けているというふうに思われますけれども、その実態についてどうなのかということをお伺いをいたします。

○民生部長 寺西 孝君

ご質問をいただきました独り親世帯並びに非課税世帯についての経済的影響についてのご質問を頂戴をいたしました。

まず初めに、母子世帯、非課税世帯の数の把握からご答弁させていただきたいと思っておりますけれども、まず独り親世帯の方につきましては、児童扶養手当の受給者として220人の方がいらっしゃいます。非課税世帯といたしましては、小・中学校で町の準要保護に該当する児童が現在全体で195人の7%に当たるものでございます。

幼稚園・保育所につきましては、昨年、幼児教育の無償化がスタートいたしましたので利用料金の設定がなくなりました。したがって、非課税世帯の把握が非常に難しいところではございますが、実費負担でございます給食費のうちのおかず代が免除になります年収360万円未満の世帯、こちらの児童が全体の1割強に当たる120の方が該当してまいります。

したがって、低所得者の方、主に非課税世帯といたしましては、就学前・就学児童の1割弱が非課税、もしくは低所得者世帯に当たるであろうというふうに認識をしておるところでございます。

続きまして、減収と失業についてのご質問を頂戴をいたしました。

対象者の方に実態調査を行っておりませんので正確な数字は把握できておりませんが、小・中学校の臨時休校措置が取られました以降の入所要件が就労でございます保育所を例に

答弁をさせていただきます。

(「保育所」の声あり)

はい、入所要件が就労でございます保育所を例に答弁をさせていただきます。

特に緊急事態宣言が発令以後は、在宅の勤務でありますとか急病、あるいは感染拡大防止の観点から約半数以上の方が登園の自粛をされ、ご自宅で保育をされた状況でございます。よって、お仕事のお時間が少なくなれば、当然に所得の減収があったものと推察されます。また、保護者の方から、コロナウイルスの関係で職を失ってしまったけれども、継続の利用はできますかというお問合せも数件頂戴をいたしました。

今、議員がおっしゃいましたように、独り親世帯の多くの方が休業手当やそれなりの補償が受けられない非正規の方でございます。臨時休校措置によりまして日常生活が大きく変わってしまった子育て世帯のうち、独り親世帯や非課税世帯は、さらに大きな経済的な影響を受けたものと認識しております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

今、背景にある町の該当する人たちの数というようなことで主に答弁していただき、また、後半は補償がないし、影響があるやに思うような程度で、実際、じゃ、どれだけの減収になって、仕事なくなった人がどれだけいて、どういう状況になったというところまでの把握というのはされていないのではないかというふうに思うんですけれども、それでよろしかったですか。

○民生部長 寺西 孝君

対象者の方に実態調査は行っておりませんので正確な把握はできておらないところで、今答弁といたしましては、就労要件がでございます保育所を例に答弁をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

せんだっての4日のときに総務部長のほうから資料を提出していただいて、この新型コロナウイルス感染症の影響に係る支援策一覧表というものを頂いております。その中で緊急小口資金に借入れを申し込んだ者、また総合支援資金に借入れを申し込んだ者ということで数が出ています。ここには、緊急と総合で6月1日現在で227件の相談、そして申請が84件されているよというデータがあります。つまり、これはもう借入れをここでしに来た人がたくさんいらっしゃる、そういう状況だと思えますね。

それで私はちょっと町長にお伺いいたしますけれども、このような本当にかつて経験したことのないような災害とも言えるこの現状について、一番弱い者にこのしわ寄せが行くということは当然考えられることだもんですから、その中でどうして該当する世帯に対して、き

ちんと調査をしたりしないのか、把握をしようとしていないのではないかというふうに私は思うんですけれども、どうしてなのでしょう。

例えば災害があったとき、大雨があったとか台風があったとか地震があったとか、そういうことがあれば、当然そのおうちは何れだけ壊れたとか、水は何れだけ浸水したとか、そういうことを調べて、そして半壊なら半壊、全壊なら全壊で、そこに対応していくわけですよ。補償したり、手助けや援助をしたりということをしていくわけなんです。

それと同じように、今回であっても本当に災害扱いなんです。これによって一番弱い立場の人たちが現実どういうふうになっているかということ町自ら調査しようとしなくていいということについては、私は非常に疑問に思うんですけれども、この点について町長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○町長 横江淳一君

大変厳しいご質問をいただきました。災害と言えるような状況だというふうに私も認識をいたしております。しかしながら、一般の災害というのは当然目に見えるものでもあります。しかも、おまとめをいただいている30町内会、今は31町内会でございますけれども、それぞれ地元の地域のコミュニティの中で目に見えたものを報告をしてください、これも正確な数字ではないかも分かりませんが、浸水の状況、家屋の状況、人命の障害、傷病の状況、全て町が把握をし、手当てをさせていただき、災害に対する援助、そして救出等々があれば、当然いろんなところへ依頼をする、そういう流れになっておるのも中村議員は十分ご承知おきをいただいていると思います。

しかしながら、今回の低所得者と言われる方の実態が個人情報に相当係る部分もございます。先ほどうちの部長が答弁させていただいたと思いますけれども、まずは保育所に通うことができる、いわゆる働いてみえることを条件に、働けなくなった方が半数以上の方がある、だから相当の方がやっぱり苦しんでみえるな、小口資金の借入れも実際本当にどういう状況の方がしっかりその所得の中で――世帯分離してみえる方もありまじょうし、それぞれ皆さん状況が違うと思います。

ですから、中村さん言われる本当に厳しいご質問なんですけれども、してないのではなくて、することが多分できない状況に我々としてはあるんじゃないのかな。ただ、取る方法はもうちょっとほかにもあるかも分かりません。でも厳しい状況であることは事実で、昨日の代表質問のときにもご答弁差し上げましたが、まずは子供さん、そして独り親の家庭、それから要保護に匹敵するぐらいの準要保護の家庭、これを把握できるような状況に取ってくださいという指示は、もう既に早い時期にさせていただきました。

しかしながら、それだけではなくて、経済的に商売も、そして臨時雇用の場合は解雇をされたとか、いろんな状況があるかと思いますが、商工会からも情報を得たりしているんですけれども、なかなか内部についての詳しい状況が入ってこないというのが現実であります。

で、ご理解をいただければなというふうに思いますが、少なからず今現在ある独り親家庭、そしてそれに匹敵する低所得者、そして住民税非課税世帯の方については真っ先に光を当てるべく蟹江町の行政の中でやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○9番 中村英子君

少し当事者意識に欠けるというような感じもしないでもないですが、今、町長の答弁ですと、町でもできないような状況だし、情報が入ってこないというようなことをおっしゃっているんですけれども、町長、非課税世帯とか母子家庭というのは、どんなような生活状態にまずあるというふうに認識してみえるのか。

一般的には母子世帯ですと、もうその半数は貧困であるというふうに言われているんですよ。そして、6割は非正規で働いていると。そして、その収入はもう本当に年間100万ぐらいではないかというふうにも言われているわけなんですよ。

その実態というのをまず認識してみえるのかどうかということが疑問なんですけれども、そうしますと、これぐらいの程度のことで生活しているお母さんと子供たちというのが、もし仮に仕事なくなったり減収になったりしたら、もう即、明日から生活できないんですよ、お金ないから。そんな余裕のある生活はしていませんので、明日からもう生活できないということになるんですね。そういうことを想像力があれば、すぐこの方々はこういうことになるんだなということぐらいは分かりそうなものなんですよ。

そうすると、情報を待つんじゃないんですよ。やっぱりそういう人たちに対して、どんな方法だってあるじゃないですか。アンケートだってあるし、よく蟹江町はアンケートが好きで、私がやる必要もないようなアンケートをお金かけてやるなとか思うこともあるんですけれども、簡単に言えばアンケートだってできるし、ほかの方法だってできるんですね。もう今、生活に困るかもしれないという人たちのことをちゃんと把握するということは、やっぱり行政の最初の役割ではないか、役目じゃないかというふうに思うんですよ。

町長は、そこで今言ったように、そういう人たちの生活実態というものをご存じでしたでしょうか。コロナの前の話ですけれども、ご存じですか。母子世帯の今言ったような状況というものをご存じだったんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

残念ながら、全てを把握することは不可能だというふうに考えております。ただ、中村さんは前からおっしゃいますけれども、貧困の状況をいつも把握しろ、把握しろと言われるんですが、なかなか難しい問題があるというのは十分分かってご質問いただいていると思います。

中村さんぐらい能力があれば全て分かるかも分かりませんが、残念ながら私どもには、それほど深く親交して皆さん方としゃべるといことは、やはり個人情報の問題がありますの

で、非常に失礼な話になるかも知れませんし、実際、実態として仕事がなくなれば、すぐ食べれなくなるという状況も、我々の中ではしっかりと把握するのは大変難しい状態だというふうに私は思っております。能力がないのかも分かりません。

○9番 中村英子君

いえ、いえ、私は能力なんかないなんて言っていません。だって、町長、今度、母子世帯にも2万円も出してくださっているし、児童手当も1万円プラスしているから、これから言おうと思っているから、そんなふうにはちょっと卑下して言わなくてもいい。そんなふうには私は思っていない。

ただ、一般的にやっぱり行政の人たちというのは事務処理に追われますのでね。生身の人間がどうなっているかということについて、やっぱり感覚的にちょっとずれちゃっているということは事実だと思うんですよね。そういう視点から、私はもし町長が、それは町長だって事細かく全てのことを知っているわけではないですから、知らないんなら知らないで、それは別にいいし、今知ってもらえばいいことなので、そんなことは別にどちらでもいいんです。

とにかく、そういう人たちの生活に対して目を向けていきたいということですので、それはそれでいいですけども、まずそういう方々に想像力を働かせて、生活がどうなっているのかということを中心にきちんと常時認識しておってほしいなと、そういうことなんです。

これは教育長もそうなんですけれども、教育長も子供たちに対して、どういうふうに把握しているかということも問題だとは思いますが、ちょっと時間の関係もありますので、また考えておいてください。

それで、こういう非課税世帯や母子世帯、要するに低所得の方々が本当に苦しいということで、ようやく国がここで1人当たり10万円というものを給付をしました。また、さらに子供を持つ世帯に児童手当1万円というのを国のほうが上乘せし、今も申し上げましたように、蟹江町も独自にそこに1万円を上乘せをしました。さらに、町長、今も言ったように、町独自で220世帯ある児童扶養手当受給者に2万円を町長は支援するというのをしましたので、町長だって、詳しく事細かくどうこうではないかもしれないですけども、子供を持つ世帯を支援するという考えや姿勢はあるというふうに私は思っておりますので、そのことはそのことで評価をしたいと思えます。

また、さらに水道の減免とか公共料金とか光熱費の支払い猶予というのものもしますし、もちろんいくらそれは非正規でありまして、雇用に関する支援というものも十分ではないですけども、国のほうに用意をされているわけなんです。

また、今回の国の2次補正では、独り親に対して第1子に5万円、2子以降に1人当たり3万円と。そして大幅な減収がコロナである場合には、さらに5万円を加算しますよとあって、国のほうもこのように支援を大きくしようとしていることなんです。

ですけれども、残念なことに、この全部のやり方が一時金なんです。全部これは一時金です。1回こっきりやるよという話なんです。そして、1回こっきりであるし、またあまりにも必要としているところに届くのが遅いんですよ。全く遅い。ようやく10万円というのは来たんですけれども、そのほかの支援は7月、8月に受け取るようになっておりますね。蟹江町は、まだやっていないわけですよ。7月、8月、一時金で受け取るんですよ。

コロナの問題が発生してから、どれぐらいたつんですかね。もうおおよそ半年近くというか、受け取るのにも半年近くで、5か月とか6か月とか本当にそういうようなことで、あまりにも遅くて、政府がやることは全く後手後手、このような給付の仕方本当に低所得の方々の生活を守っていけるんだろうかと、やり方ですね。そのやり方についても本当に大きな疑問を感じてなりません。

必要なときに必要なものが届いていないと、支援する側も気持ちはあるかもしれませんが、必要なものが必要なふうに届いていないんですよ。それで届く前にもう多くの方が苦境に立たされちゃっているわけ。苦しんじゃっているわけ。そういう話は聞いておるけれども、いつ来るんだろう。だから、もう支援をいただく前に生活は行き詰まってしまうんですよ。容易にこれは考えられるんです。行き詰まってしまう。

そうするとどうなるかという、この方々は、簡単に想像すれば借りて生活するという生活に陥ってしまうきっかけになっちゃうんですよ。仕方ないじゃないですか。明日の生活できなければ、子供もいるし、食べさせなきゃいけないということになったら、もう借りるんですよ。借りるから、これも本当に非常に大変な状況だと思うんですけども、こういうふうなことになってくるのではないかなということは容易に想像されるということでもあります。

そして、悪いことに、このコロナというのは、こういう状態のまま長期化するんですよ。長引くということが予想されます。もうこれで終わりになればまだいいんですけども、どんどん長期化して、特効薬もないと。ワクチンもできてないということになれば、長期化しますし、一度失った職、そしてまた減収になったことがすぐさま元どおりに戻るといった状況には決してないわけですよ。長引いちゃうの。

長引くともものすごい大変。さらに大変なんですよ。ですから、この方々に対して必要な継続的な支援というものが求められると思うんですよ。継続的に支援していくことということが求められると思うんですけども、こういう継続的支援ということに関して、どのようにお考えになっているかお伺いします。

○民生部長 寺西 孝君

今、議員おっしゃいましたように、新型コロナウイルス感染症によって子育て世帯や子育てと仕事を1人で担っていらっしゃる独り親の世帯の方々に本当に経済的な大きな影響を与えていることを踏まえ、速やかな現金給付を行う必要性、これは私どもも十分に感じ

ておるところでございます。

今、議員おっしゃいましたように、私どもとしては、前段といたしましてお一人一律10万円の特別定額給付金、こちらにつきましては6月19日までに93%に当たる1万5,500世帯、35億5,000万円の給付が完了予定で今進んでおります。

子育て世帯の方についての支援につきましては、繰り返しになりますが、子育て世帯への臨時特別給付金、これは国の施策として1万円、町の上乗せとして1万円、計2万円を7月3日の給付予定として進めております。

さらに独り親世帯の方に対する支援につきましては、蟹江町独り親世帯応援臨時特別給付金という形で本議会に上程させていただいておりますが、こちらにつきましても、受給世帯220世帯の方々に対しまして1世帯当たり2万円を7月下旬をめどに、7月末を目標として準備を進めさせていただいております。

先ほどおっしゃいました6月12日に国の第2次補正が通過いたしました低所得の独り親世帯への臨時特別給付金、1世帯5万円、2子以降のお子様につきお一人3万円につきましては8月の給付予定、さらに8月に現況調査を当町が行いまして、所得が大きく減った方につきましては1世帯5万円の給付を9月までに行いたいと考えております。

このように、まずは9月までの給付については引き続いてまいりますけれども、速やかに追加の支援策を取りまとめて、今後発表してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○9番 中村英子君

本当にその人たちの生活が成り立っていくような支援ということをしないと、役に立たないと言いませんけれども、本当に生活を支援することにならないのではないかと思うんですね。

ですから、でき得る限りその方々を支援する、その方法というものを考えていきたいなというふうに思うんですが、1つは、減収や失業した方々ですけれども、町の関係施設とか学校でお仕事をしてもらおうという方法があるかと思うんです。そして、少しでも生活費の補てんをしていただくということだと思うんですね。

例えば今、学校は先生方大変です。消毒作業もしなきゃいけないし、子供たちの健康もしなきゃいけないし、学習の遅れも取り戻さなきゃいけないし、三重苦も四重苦も学校の先生にはかかってきておりますので、その中で例えば消毒作業だとか、身の回りのことだとか、子供たちのいろいろなことについて、その仕事をしていただくというようなやり方ができないだろうかと思うんですよ。

これは正式に町が対応するというような話ではなくて、コロナが終息して生活が安定するまで、そのように仕事のシェアといいますか、助け合いというか、そういう制度の中で少し

でも、嫌だという人はやらなくてもいいよ、それでもいいよという人は救い上げてやっていただくという方法が一つあるんじゃないかと思うんです。

別にこれはとっぴなことではなくて、よその市でも、ちらほらこれを取り入れているところもありますので、そういう方法で一つは支援をしていくということをやってみようというふうに思いますので、これについて検討し、実現を目指していただきたいなというふうに思います。

そして、今から生活保護とそれから非課税世帯のことを言うんですけども、実は生活保護世帯が受給している金額より実際に母子家庭の皆さんが生活している金額のほうが低いんですよね。事実、低いんです。皆さんご存じかと思うんですけども、低いんですよ。ですから、せめて生活保護のレベルまでは町が補てんすると。一方では仕事を与えて仕事をしていただく、そしてまたそれでもまだ不足する場合は、せめて生活保護のレベルまでは補てんしていただくと、コロナが終息するまで。そのような対応をしていくということで、この世帯に対しての支援が完璧なものになっていくんじゃないかなというふうに思いますので、そのことを私は今申し上げておきます。

ぜひともこれについて検討し、生きた人間の生活の支援をしていくと、そういう立場でお願いをしたいと思います。町長と教育長、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

再度厳しいご質問とご要望をいただきました。今現在、先ほど言いましたように低所得者の完全把握がなかなか難しいという状況の中で、できるだけのことを今やらせていただいております。

これはコロナの渦がまだまだ続くというふうに予想されておりますし、9月までは先ほどうちの担当部長が答弁をさせていただいたとおりであります。先ほど言われましたように、いわゆるワーキングプアと言われる方の完全補てんをということになると、非常に財源的にも、先ほど2次補正の中身もまだ分からない、第二の矢というふうに私は言いましたけれども、一矢は打ったんですけども、二矢、三矢を打つだけの財源が今現在、蟹江町にはございません。

財調に余裕のあるところでしたら、それはできるかどうか分かりませんが、ただ、そうはいっても低所得者の皆さん方には本当にしっかりと蟹江町で生計を営んでいただかなきゃいけない。ですから、別の方法でまたお助けするようなことがあれば、きれいごとだと言われるかも知れませんが、今現在、全ての方に補てんというわけにはなかなか難しい状況にあるのではないのかなと。

ただ、別の形で補てんをさせていただく。例えば準要保護の形になれば、それなりに学用品だとかいろんなことの補てんがあったり、そういうことに置き換えて蟹江町から皆様方の税金を出すことはできるというふうに私自身は考えております。

ただ、このコロナ騒ぎというのか、新型コロナウイルスの感染症がいつ閉塞するかということは誰にも分かりませんので、その状況の中でしっかりと全体の財政を考えた上でまた財政出動を考えていければというふうに今現在は考えてございます。

以上です。

○教育長 石垣武雄君

母子家庭の関係で、今お話をしたいと思うんですけども、学校関係ですと、やっぱりこれは準要保護の家庭になるということでもあります。学校がやっと再開をしました。4月、5月ということで休校で、5月末から学校が始まりました。

私も学校へ出かけて子供たちの様子を見ていて、いつもと違うマスクをして、机を離して正面を向いて、給食のときもグループではなくて、そんなような状況でありますし、それは全体的ですけれども、そんな中でこういう準要保護に対しては、以前からも広報のほか、学校の教頭先生を特に中心として子供たちの日頃の様子、服装とか、あるいは食事の状況とか、何かあったらということまで話をし、もしその方がそういうような応援ができていない場合は申請をというようなお話をしておるところであります。実際に今、申請をしてもらっていて、本年度については、新しく毎年毎年やるんですけども、今度の6月の議会の翌日です、教育委員会がありまして、本年度の認定をする形になっております。

そうしたときに、すぐにこれは7月には支給になるというようなことを思うわけですが、そんな中で、やはり親さんからは直接的なそういうような悩み相談は受けていないんですけども、昨年度からそういう準要保護の方は当然申請をされますし、こちらもそれを整理しながら……

(「学校で人を雇うのはどうかということ……」の声あり)

そうですか、はい、分かりました。

ということをまずやっていきますので、それが一応、もう一つ、ごめんなさいね。

準要保護になりますと、以前は給食費は3分の2の補助でした。今は全額出します。それから学用品も少し全体的に幅を広くしましたので、これが認定されますと、ずっと応援ができていくというような形であります。

それから、先ほど言われました学校が今、先生方が忙しいことで、確かにそのとおりです。子供が帰った後、消毒とか、あるいはトイレの掃除もそうです。それで勉強もということで大変負荷をかけております。学校にはスクールサポーターがみえますが、スクールサポーターとの契約は、実際は子供の勉強を教えるというようなサポーターですので、そういうような掃除とか何かは用務員さんあたりしかお願いできていないんですね。

今言われたことも含めまして先生方の応援をということで、そういうような掃除などはお願いできるんじゃないかなとは思っているんですけども、ただ、例えば学校が大体終わって3時、4時から1時間とか2時間の応援みたいな形になるんじゃないかなと思いますと、

なかなか働きにくいかなとは思わなくてもありませんが、一応そういうことも含めまして、これだと、もし例えば各学校2名ぐらいをお願いしながら7校ありますので、そのようなところも丸々のお時間ではないんですけれども、そういうような応援の仕方をお願いできることはあるんじゃないかなとは今、思っております。

また、これにつきましても、若干事務局というか、ここの教育のほうでも話をしながら、そういうような学校の応援、そしてそういう方々の応援もできたらということをおもっています。ただ、ここでちょっと説明しておかないとあかんのは、本当にその方に例えば来てくださいますと、固い話か分かりませんが、ある程度3月までとかいうことになってしまうとなかなか難しい。そのあたりのところにつきましても、ある程度柔軟にいけたらとは思っているんですけれども、そんな話でいいですか。

以上です。

○9番 中村英子君

町長、財源の問題もあるというお話でしたね。だから仕事を与えて収入を得てもらおうという方法も、ちょっとでも検討しようよということを私は言っているわけですね。

それから、明日のご飯がないというような家庭に対しては、財源問題ではないんです。国だって、今回の10万円の給付をはじめ、多くの支援は全部借金でやっておるんですよ。そうじゃないですか。どうしても必要なものは、お金を借りても、そういうところを手当てしていこうということじゃないんでしょうか、今は。

だから、財源問題だとか、それから学校なんかでも、いろんな制約があつて対応できないとか、そういう程度のことじゃないんです、このことは。そのことをしっかり私は認識してほしいというふうに思います。

それで、今回ちゃんとしっかり腹に落としていただきたいということは、生活保護という位置づけですけれども、これはどういう位置づけかという、日本の国の中で最低生活費というふうに位置づけられているんですよ。これは人が生きていくための最低の生活費だよと、そういう位置づけになっているんですよ。そして今私が言ったように、この人間が生きていくための国が出している最低生活費よりも、まだ低い生活をしている人がいるんだよと、このことをしっかり認識してほしいというふうに思います。

言葉で言っているだけでちょっといけませんので、数字をここで申し上げるんですけれども、あまり数字は出したくなかったんですが、知っていただくためにちょっと数字を申し上げますが、母と子でお母さんと小学生1人ですね。これで母子で2人なんです、この2人が生活保護費として頂ける金額、これは幾らかと申しますと、おおよそ16万5,000円になるんです。

これは生活の中でいろいろ扶助は分かれておりますが、その中で生活扶助費と、それから住宅、家賃と、それから小学生の加算というのがありますので、アパートか何かを借りて国

の生活保護を頂いて、1か月、母と子が2人で生活する場合に、おおよそ16万5,000円近いですね、16万4,510円というふうになっておりますので、その金額というのが上がってきております。これが最低の生活費ですね、母と子の。

では、今、私が問題にしています母子世帯の児童扶養手当を受けている全額給付——全額給付というのは児童扶養手当の中で満額もらえるという人たちですけれども、じゃ、その人たちの収入と生活費はおおよそいくらかということですが、これが母と子でこの頂ける児童扶養手当を含めて、母と子の場合は約13万円ぐらいなんですよね。ここにこの人たちが家賃を払って母と子で生活していたら、どういう生活実態なんですか、これは。もうこれで3万5,000円ぐらいが差額があるということが数字的に出ているんですよね。これは別に間違っている数字ではないと、間違いなら間違いだと言ってほしいんですけども、そういうことなんですよ。

ですから、この最低生活費よりも下のこのような生活をしている人たちに対して、やっぱりこれくらいまでは補てんするよという政策を大胆にやっていただかないと、子供たちの将来が本当に暗くて、進学、その他についても大きなハードル、障害というものを持ってしまいうわけですよ。

そして、平素でもそうなのに、コロナのことで、ここでさらに大きな借入れをしたりして負債として積み重なっていけば、ここに住む子供たちの将来に本当に大きな暗い影を落とすことになるし、そのツケが子供たちに行ってしまうということなんですよ。

ですから、今ここで財源がどうだとかこうだとかではないんですよ。この人たちの生活を支えると。そのことを町の第一優先の課題としてしっかりと取り組んでいただきたい、そのことを申し上げたいと思いますけれども、町長いかがですか。

○町長 横江淳一君

すみません、大変詳しい数字をお示しいただきまして、認識のない私としては改めて示させていただきました。

先ほど来ご答弁を差し上げておりますように、もうかつて小原喜一郎という共産党議員さんがおみえでございました。

(「古いこと……」の声あり)

いや、いや、全く古くありません。中村議員も多分認識あると思いますけれども、ワーキングプアの問題を相当前から取り上げておみえになりました。板倉議員もご存じだと思います。

町としては、国・県の補助制度に従って、町独自もできるだけことはやってきたつもりであります、それが十分ではなかったのかも分かりません。しかしながら、生活保護法というのがありまして、それでもどうしても駄目な場合は、残念ながら、いや、私は生活保護は受けませんよと言われる方もあるかも知れません。自力で子供を育てたいという方もあ

るかも知れませんが、そういう決まりがあれば、甘んじてそれを受けていただくのも一つの手だというふうに私は思います。

あともう一つ、国の財源は借金して、もう十分分かります。しかしながら、国というのは、ここで説明するのは、ちょっとすみません、失礼に当たりますから言いませんけれども、蟹江町が政令指定都市ならば市債なり何なりお金を公的に集めることもできます。しかし、小さな地方自治体というのは、ご存じのように財源が地方税だけであります。固定資産税、そして住民税、これも来年の話をしますと、本当に気が遠くなるような話になってしまいます。固定資産税の減免だとか住民税の減免、そういうのも考えますと、来年度の予算がどうなってくるのかなということも含めて、全て来年、再来年、継続をして行政を続けていかなきゃいけないということだけをご理解をいただければありがたいと思います。

全てが国の2次補正、これに我々がまだまだ中身が分かっておりませんが、内容が分かり次第、まずはやれるところから、所得の低い方、そして独り親家庭、準要保護も含めてでありますけれども、対象になる方に光を当てていきたいというふうに考えてございます。

これからのことにつきましては、非常に財源、財源とって耳心地が悪いかも知れませんが、それがやっぱり行政運営の柱でありますので、ぜひともご理解をいただければありがたいと思います。

以上です。

○9番 中村英子君

今の答弁で、生活保護を受けるか受けないかというような視点であったかと思うんですけども、生活保護なんて簡単に受けられませんよ。働ける人は生活保護の対象にはなっていないんです。このお母さんたちは働こうと思えば働いて、非正規で働いていたわけですから働ける能力のある人は生活保護の対象になりません。ですから、そんな生活保護を受けさせませんよ。

もうすごく厳しく制限しておりますので生活保護なんて簡単に受けることはできませんし、働く側だって、そういうことに誇りもありますしね。いろいろなことでちゅうちょもありますから、この人たちをみんな生活保護にしてくれればいいですよ、希望者を。できますか、できないですよ。そんなふうな制度じゃないじゃないですか、実際のところ。だから悩んでいるわけでしょう。だから、そのこともやっぱり新たに認識をしてほしいと思いますね。働ける人は受けられないということをまず知ってほしいと思います。

それから、町長はいろいろ財政のことを言っておりました。しかし、伊藤議員からも先ほど質問がありました。本当に立派な25億円から30億円近いお金をかけて駅舎もできて、すばらしい町だよと、みんな喜んでいるよと言っていました。本当にみんな喜んでもらえれば、それはそれでよかったのかもしれませんが、しかし、足元でこうやって日々の生活に困り、しかもコロナで痛めつけられているような世帯が本当にあるということの事実を知れ

ば、とてもアンバランスな行政ではないですか、これは。

この人たちに対しても一定のことを支援し、生活が安定しているということになって初めてバランスのいい町行政ということになるのではないのでしょうか。あまりにも、これではアンバランスですよ。そのことをまず知っていただきたいと思います。

それから、町長は昨日の答弁で、次代を担う子供たちのことを考える、そこに予算を注入すると言っていましたね。いい言葉ですよ、言葉として。もし、それが本当であるならば、ぜひ今言ったような母子世帯や非課税世帯などの子供のいる世帯に、せめて生活保護並みの支援をしてくださいということをお願いしたいと思うんです。

国の第2次補正では、用意されております臨時交付金、これについてもいくら来るかまだ未定というところもあるということです。24日には補正を出すという話でありますけれども、臨時交付金が来ますけれども、この臨時交付金ですけれども、いろいろ歳出も予定にあるかもしれない、コロナで傷ついた人を支援すると。その生活を守るということに使っていただきたいんですよ。そこをやっばり見落とさないで、その部分にきちんと手当てをするという使い方をしていただきたい、そのことを申し上げたいと思います。

そして、今、この対象になる母子の世帯で大体どのぐらいかという、児童扶養手当を受けている220人のうちの約80世帯ぐらいが、この生活保護の下のレベルの生活をしているということです、その方々を支援したって、それほどの大金がかかるわけではないんですよ。駅舎を造るほどの大金がかかるわけではないわけですから、そのことを十分理解していただいて、ぜひともこのコロナにつきましては傷ついた方々、低所得者の方々を本当に支援するということをしていただきたい。そのことを要望します。

そして、このコロナ全体に関して、さらにもう一つ申し上げますと、相談窓口というものがどうなっているのだろうか。せめてコロナ専用窓口というようなものを看板上げて、きちんとセットして、コロナでいろいろな問題あった人たちはここに来てくださいということで、ドアを開けて、入り口開けて、来てくださいという体制を町民に示して対応するというのをしないと、どこかの課が受けました、相談ありました、そして、じゃ、その問題についてどこどこへ行ってください、お金を借りたいなら社会福祉協議会行ってください、仕事のことにはあっち行ってください、あれはあっち行ってくださいとって、行き場所の窓口を紹介しているだけでは駄目。

結局、1か所、蟹江町の中で看板を上げて、コロナの対策受付ですよと、ご相談何でも来てくださいとって、1人1人の事情に応じた対応、そしてまた支援をしていくという、そういう思いやりのある、そういう取り組みをしていただきたい。

そういうことを最後に申し上げまして、質問を終わります。以上です。

○議長 安藤洋一君

以上で、中村英子さんの質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

(午前11時26分)